

埼 玉 県

障害福祉研修
人材育成ガイドブック
(第3版)



令和5年7月

埼玉県自立支援協議会

目 次

はじめに（このガイドブックの目的）	P.	3
第1章 障害福祉サービスの現状		
1 障害福祉の現状	P.	4
(1) 埼玉県障害者数		
(2) サービス利用者数の動向		
2 サービスの提供状況	P.	7
3 サービスの利用状況	P.	8
(1) 障害福祉サービスの利用状況（埼玉県障害者支援計画から）		
(2) 障害福祉サービスの見込量（埼玉県障害者支援計画から）		
第2章 研修の体系		
1 障害福祉の専門職に求められる資質	P.	10
(1) 基本的に求められる3つの資質（能力）		
2 権利擁護と虐待防止	P.	11
(1) 障害者の権利擁護		
(2) 障害者虐待の現状		
(3) 虐待防止に向けた県の取組		
(4) 障害福祉の専門職に求められること		
第3章 障害福祉サービスと資格		
1 国家資格と障害福祉サービス専門職の関係	P.	15
(1) 法に基づくサービス専門職		
(2) 国家資格とサービス専門職の関係		
2 障害者総合支援法に関連する研修と専門職との関係	P.	17
3 専門職の連携	P.	20
4 サービス種別（事業所別）で必要とされる研修	P.	23
第4章 障害福祉に係る研修		
1 障害者総合支援法に関連する研修	P.	25
(1) 相談支援従事者初任者研修		
(2) 相談支援従事者現任研修		
(3) 主任相談支援専門員研修		
(4) 相談支援従事者専門コース別研修		

- (5) サービス管理責任者等基礎研修
- (6) サービス管理責任者等実践研修
- (7) サービス管理責任者等更新研修
- (8) サービス管理責任者等専門コース別研修
- (9) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- (10) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- (11) 重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修
- (12) 障害者虐待防止・権利擁護研修
- (13) 区分認定（調査員）研修・審査会委員研修

2 その他の研修（参考） P. 52

- (1) 埼玉県障害者グループホーム職員研修
- (2) 発達障害支援専門研修
- (3) たんの吸引に係る研修
- (4) リハビリテーションテーマ別研修
- (5) 難病患者等ホームヘルパー養成研修（難病基礎課程Ⅰ、Ⅱ）
- (6) 訪問相談員育成事業
- (7) 精神保健福祉関連研修
- (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修
- (9) 障害者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）

はじめに(このガイドブックの目的)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(いわゆる「障害者総合支援法」)の一部を改正する法律が令和4年12月に公布されるなど障害の有無に関わらず活躍できる社会の実現に向けた法整備が進みました。

新たな法律や社会の変化などを踏まえた取組を進めるためには、障害福祉サービスのさらなる充実のほか、サービスを提供する人たちの育成が何よりも必要です。

そこで、県では、自立支援協議会においては、人材育成を推進する方策として人材育成部会を設置し、部会では、具体的な活動の成果として、障害福祉サービス職員のためのガイドブックを作成しております。

実際に、障害福祉サービスの事業所に就職して数年が経ったけれど、自分はどうのような研修を受講すればよいのかわからない、などの声が多く聞かれます。

人材育成部会では、そのような人たちの「みちしるべ」となるガイドブックを目指しました。また、「障害福祉の専門職に求められる資質」や「権利擁護」など、改めて御理解いただきたいことも盛り込んでいます。

今後、このガイドブックが、手にした人にとって、これからの仕事に役に立ち、そしてさらなる飛躍のきっかけになれば幸いです。

障害福祉に関する研修は、国や県などの公的機関が主催するものから様々な民間団体が主催するものまで数多くあります。

このガイドブックでは、主に障害者総合支援法に関連し埼玉県が主催する研修を中心に記載してあります。

第1章 障害福祉サービスの現状

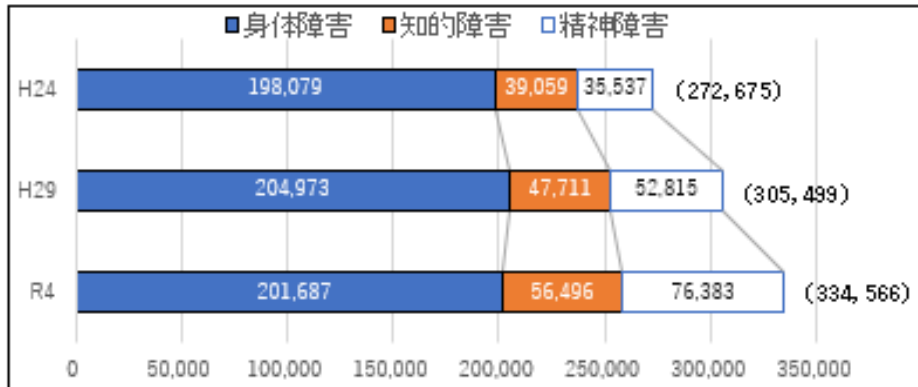
1 障害福祉の現状

(1) 埼玉県の影響者数

① 障害者手帳の所持者

県内の障害者手帳の所持者は約33万人、県人口の約4.6%。

知的障害、精神障害の手帳所持者が増加傾向。



② 発達障害児、高次脳機能障害者、難病患者

障害種別	対象者数
発達障害児（15歳未満） * 国の調査で「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す」と学級担任が回答した児童生徒の割合を基に推計	約76,000人
高次脳機能障害者 * 国の調査を基に推計	約19,000人
指定難病医療給付受給者 (難病患者) * R5年3月末現在	52,684人

(2) サービス利用者数の動向

① サービス等受給者

埼玉県内における障害福祉のサービス等受給者数（サービスを受けることを市町村が認めて決定した人の数）は、別表の「計画相談実績」によると障害福祉サービス等受給者は47,439人（この1年間で2,857人の増）、障害児通所支援受給者は24,216人（この1年間で3,644人の増）となっています。これは放課後等デイサービスを利用する障害児の増加などが原因と考えられます。

② 計画相談の実績

平成27年度から、市町村が障害福祉サービスの支給決定を行うには、必ずサービス等利用計画案の内容を踏まえることとなり、この計画案の作成が義務付けられました。別表の「計画相談実績」のとおり、市町村によっては、利用者やその家族などが自ら計画を作成する「セルフプラン」の割合が高いところがあります。

しかし、国の方針では、これら「セルフプラン」の場合も、支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべきであると示されています。このため、今後も指定特定相談支援事業所などの拡充が求められます。

計画相談の実績(令和4年3月末現在)

No.	市区町村名	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※2)	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c(%)
	(合計)	47,439	7,263	15.3%	24,216	9,917	41.0%
1	さいたま市	8,230	1,225	14.9%	4,709	2,332	49.5%
2	川越市	2,464	707	28.7%	1,053	743	70.6%
3	熊谷市	1,311	167	12.7%	466	119	25.5%
4	川口市	3,248	927	28.5%	2,257	1,603	71.0%
5	行田市	535	31	5.8%	184	9	4.9%
6	秩父市	535	1	0.2%	136	72	52.9%
7	所沢市	2,114	11	0.5%	1,184	497	42.0%
8	飯能市	575	57	9.9%	209	40	19.1%
9	加須市	801	0	0.0%	281	0	0.0%
10	本庄市	507	93	18.3%	265	212	80.0%
11	東松山市	670	88	13.1%	156	91	58.3%
12	春日部市	1,774	696	39.2%	753	553	73.4%
13	狭山市	970	4	0.4%	482	2	0.4%
14	羽生市	401	1	0.2%	81	1	1.2%
15	鴻巣市	737	50	6.8%	350	149	42.6%
16	深谷市	1,126	89	7.9%	368	226	61.4%
17	上尾市	1,560	516	33.1%	610	379	62.1%
18	草加市	1,284	156	12.1%	1,016	227	22.3%
19	越谷市	2,282	234	10.3%	1,422	922	64.8%
20	蕨市	416	21	5.0%	222	1	0.5%
21	戸田市	640	12	1.9%	514	0	0.0%
22	入間市	1,156	78	6.7%	506	65	12.8%
23	朝霞市	1,368	50	3.7%	599	20	3.3%
24	志木市	489	4	0.8%	338	2	0.6%
25	和光市	360	0	0.0%	311	0	0.0%
26	新座市	1,009	0	0.0%	603	0	0.0%
27	桶川市	573	145	25.3%	173	9	5.2%
28	久喜市	930	121	13.0%	551	7	1.3%
29	北本市	454	0	0.0%	132	0	0.0%
30	八潮市	455	191	42.0%	346	277	80.1%
31	富士見市	601	37	6.2%	322	30	9.3%
32	三郷市	935	141	15.1%	561	339	60.4%
33	蓮田市	360	103	28.6%	183	9	4.9%
34	坂戸市	555	38	6.8%	288	104	36.1%
35	幸手市	397	68	17.1%	144	25	17.4%
36	鶴ヶ島市	362	103	28.5%	192	35	18.2%
37	日高市	346	325	93.9%	120	92	76.7%
38	吉川市	436	93	21.3%	327	232	70.9%
39	ふじみ野市	584	131	22.4%	459	106	23.1%
40	白岡市	329	112	34.0%	135	21	15.6%
41	伊奈町	267	123	46.1%	149	113	75.8%
42	三芳町	210	0	0.0%	145	0	0.0%
43	毛呂山町	267	23	8.6%	68	20	29.4%
44	越生町	79	7	8.9%	22	8	36.4%
45	滑川町	124	3	2.4%	32	0	0.0%
46	嵐山町	146	1	0.7%	29	0	0.0%
47	小川町	233	2	0.9%	25	1	4.0%
48	川島町	152	22	14.5%	41	11	26.8%
49	吉見町	129	0	0.0%	36	0	0.0%
50	鳩山町	105	79	75.2%	23	10	43.5%
51	ときがわ町	110	0	0.0%	8	0	0.0%
52	横瀬町	53	4	7.5%	7	1	14.3%
53	皆野町	79	4	5.1%	29	12	41.4%
54	長瀬町	50	1	2.0%	16	4	25.0%
55	小鹿野町	108	2	1.9%	18	8	44.4%
56	東秩父村	27	1	3.7%	0	0	
57	美里町	86	16	18.6%	22	17	77.3%
58	神川町	72	21	29.2%	35	30	85.7%
59	上里町	182	7	3.8%	68	43	63.2%
60	寄居町	305	2	0.7%	50	3	6.0%
61	宮代町	236	30	12.7%	93	0	0.0%
62	杉戸町	311	23	7.4%	185	9	4.9%
63	松伏町	229	66	28.8%	107	76	71.0%

2 サービスの提供状況

埼玉県内の障害者入所施設（施設入所支援）の定員数は、ほぼ横ばいとなっています。

一方、その他の事業所（生活介護など）は増加傾向にあります。例えば、グループホームは、平成23年度末に425か所（定員2,535名）であったのに対し、令和4年度末に1,547か所（定員9,004名）となっています。また、放課後等デイサービス（児童発達支援を含む）の事業所数は、平成23年度末では103か所であったのに対し、令和4年度末では1200か所となっています。

このため、今後も各事業所に配置されるサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などの専門職の増員が求められます。

3 サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況(埼玉県障害者支援計画から)

障害福祉サービス		単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度
			実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量
訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	時間	270,178	282,278	95.7%	274,556	301,893	90.9%	324,470
		人	9,943	10,347	96.1%	9,923	10,998	90.2%	11,709
日中活動系	生活介護	人日分	280,236	236,490	118.5%	292,886	245,801	119.2%	255,127
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	4,796	2,104	227.9%	5,654	2,264	249.7%	2,436
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	10,362	9,865	105.0%	10,384	10,614	97.8%	11,599
	就労移行支援	人日分	52,052	44,534	116.9%	60,390	48,372	124.8%	52,435
	就労継続支援 (A型)	人日分	38,412	49,420	77.7%	39,028	59,663	65.4%	73,105
	就労継続支援 (B型)	人日分	207,460	168,376	123.2%	216,942	177,875	122.0%	187,904
	就労定着支援	人	540	563	95.9%	592	701	84.5%	869
	療養介護	人	819	768	106.6%	859	787	109.1%	803
	短期入所(福祉型)	人日分	14,608	17,540	83.3%	15,466	19,474	79.4%	21,754
	短期入所(医療型)	人日分	836	1,976	42.3%	836	2,173	38.5%	2,418
居住系	自立生活援助	人	256	162	158.0%	417	223	187.0%	313
	共同生活援助	人	4,907	4,232	115.9%	5,769	4,587	125.8%	5,006
	施設入所支援	人	6,219	5,133	121.2%	6,312	5,150	122.6%	5,162
相談支援	計画相談支援	人	29,881	22,836	130.9%	31,345	24,286	129.1%	25,881
	地域移行支援	人	44	120	36.7%	79	143	55.2%	170
	地域定着支援	人	621	275	225.8%	756	357	211.8%	460
障害児支援	児童発達支援	人日分	43,569	35,249	123.6%	48,798	39,802	122.6%	44,378
	医療型児童発達支援	人日分	478	700	68.3%	425	709	59.9%	876
	放課後等デイサービス	人日分	128,913	117,970	109.3%	134,749	138,822	97.1%	163,869
	保育所等訪問支援	人日分	210	521	40.3%	196	586	33.4%	696
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	1	507	0.2%	25	530	4.7%	625
	福祉型障害児入所支援	人	120	151	79.5%	119	151	78.8%	151
	医療型障害児入所支援	人	104	121	86.0%	118	121	97.5%	121
	障害児相談支援	人	10,690	8,795	121.5%	11,951	10,602	112.7%	12,805
	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	39	—	—	76	—	—	98
発達障害者に対する支援	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	100.0%	1	2	50.0%	2
	発達障害者支援センターによる相談支援件数	件	3,065	3,300	92.9%	3,158	3,300	95.7%	3,300
	発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	345	290	119.0%	356	310	114.8%	330
	発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	300	260	115.4%	308	280	110.0%	300
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	278	285	97.5%	294	290	101.4%	295

(2)障害福祉サービスの見込量(埼玉県障害者支援計画から)

	種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	311,964 時間	328,565 時間	346,653 時間
		11,263 人	11,695 人	12,152 人
日中活動系	生活介護	250,523 人日分	258,668 人日分	266,717 人日分
		14,178 人	14,580 人	14,974 人
	自立訓練(機能訓練)	2,496 人日分	2,701 人日分	2,949 人日分
		240 人	259 人	281 人
	自立訓練(生活訓練)	10,036 人日分	10,715 人日分	11,545 人日分
		636 人	682 人	732 人
	就労移行支援	47,932 人日分	51,268 人日分	54,967 人日分
		3,019 人	3,233 人	3,441 人
	就労継続支援A型	52,055 人日分	56,126 人日分	60,539 人日分
		2,748 人	2,953 人	3,175 人
	就労継続支援B型	185,696 人日分	194,844 人日分	204,548 人日分
		12,016 人	12,613 人	13,241 人
	就労定着支援	1,043 人	1,182 人	1,339 人
	療養介護	758 人	770 人	783 人
短期入所(福祉型)	16,203 人日分	16,830 人日分	17,531 人日分	
	2,442 人	2,574 人	2,702 人	
短期入所(医療型)	1,879 人日分	2,068 人日分	2,292 人日分	
	385 人	441 人	511 人	
居住系	自立生活援助	131 人	152 人	174 人
	共同生活援助	5,956 人	6,445 人	6,986 人
	施設入所支援	5,368 人	5,391 人	5,410 人
	地域生活支援拠点等	52 箇所	54 箇所	67 箇所
		56 回	63 回	75 回
相談支援	計画相談支援	13,849 人	14,709 人	15,650 人
	地域移行支援	116 人	129 人	147 人
	地域定着支援	166 人	185 人	207 人
障害児支援	児童発達支援	59,005 人日分	66,649 人日分	75,274 人日分
		6,633 人	7,474 人	8,429 人
	医療型児童発達支援	713 人日分	737 人日分	857 人日分
		107 人	115 人	136 人
	放課後等デイサービス	164,163 人日分	178,170 人日分	193,183 人日分
		14,159 人	15,292 人	16,577 人
	保育所等訪問支援	768 人日分	946 人日分	1,206 人日分
		502 人	600 人	741 人
	居宅訪問型児童発達支援	275 人日分	304 人日分	395 人日分
		54 人	58 人	74 人
	入所支援	福祉型障害児入所施設	138 人	138 人
医療型障害児入所施設		138 人	138 人	138 人
相談	障害児相談支援	4,909 人	5,347 人	5,820 人
	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	111 人	124 人	151 人

第2章 研修の体系

1 障害福祉の専門職に求められる資質

(1) 基本的に求められる3つの資質(能力)

① 価値観・態度 (Attitude) → 「やる気」を支える能力

- ・利用者主体、個人の尊厳を守る。(倫理)
- ・社会人として、人間としての成長を目指す。(自己啓発)
- ・自己を客観的に見つけ、サービスの向上に努める。(自己研鑽)
- ・情緒的な思いや気持ち、意欲や意思をもつこと

職務や援助活動に価値を認め「やる気になる」こと

② 知識・情報 (Knowledge) → 「わかる」を支える能力

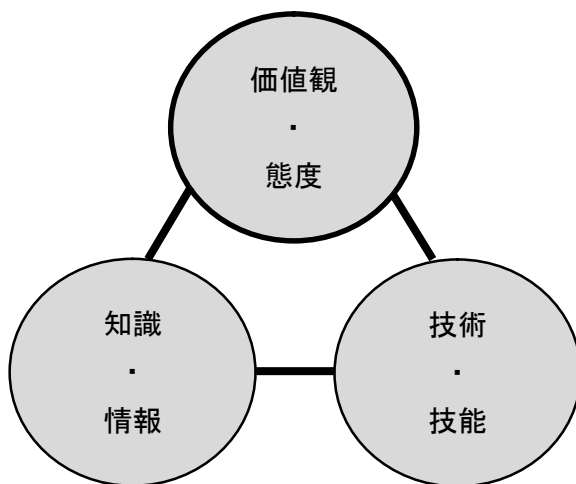
- ・障害や疾病に関する基礎的な理解がある。
- ・援助の目的や方法に関する基礎的な理解がある。
- ・個々の目標を達成するために必要な実践的な知識や情報がある。

職務や援助活動の意味や進め方が「わかる」こと

③ 技術・技能 (Skill・Art) → 「できる」を支える能力

- ・安全、安楽な介護や支援を常に安定して提供できる技術・技能がある。
- ・個々の状況に対して、本人を主体として、柔軟に対応できる力がある。
- ・個々の状況に合わせて、多様な資源を活用しながら、よりよい生活ができるよう工夫したり、創出したりすることができる。

職務や援助活動を、一定の基準に即して「できる」こと



3つの資質のうち、どの資質(能力)が欠けてもうまくいかない。すべての資質を磨いていき、総合能力として身につけていくことが障害福祉の専門職に求められる資質であるといえる。

2 権利擁護と虐待防止

(1) 障害者の権利擁護

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」。

これは障害者基本法に定められた基本原則ですが、障害福祉サービスに従事する職員に限らず、誰もが常に遵守しなければならないことです。

この基本原則を具体化する障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が平成28年4月に施行されました。これにより、今後はさらに障害者に対する不当な差別的取扱いをしないことや、また必要かつ合理的な配慮をすることなどが推進されます。

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害者の権利擁護の推進は最も重要なことです。そのなかで特に障害者虐待はあってはならないことです。

これらのことから障害のある方の生活の質を高めるためには、障害福祉従事者には、本人の意向を中心にご家族や他職種との連携が必要です。このことは、自分の思いや考えを言語化できない方に対しても、本人に関わる様々な人や機関と一緒に考え、本人の意向を明らかにし、その方に見合った支援体制を作っていくことが必要になります。

障害者の権利に関する条約の目的には「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」とあります。ご本人の権利を擁護し行使していくことを支援するとともに、社会の中に広めていくような推進役として行動が必要です。

(2) 障害者虐待の現状

令和3年度における埼玉県内の対応状況ですが、養護者（家族等）による障害者虐待に関する相談、通報件数は、令和2年度より182件

増え、510件でした。そのうち市町村が虐待と認定した件数は、令和2年度より47件増え、135件でした。

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談、通報件数は、令和2年度より48件増え、171件でした。そのうち市町村が虐待と認定した件数は、令和2年度より7件増え、39件でした。

(3)虐待防止に向けた県の取組

県は障害者虐待防止・権利擁護研修を実施して意識啓発を進め、権利擁護センターの設置、虐待通報ダイヤルの設置や成年後見制度の利用支援などを行っています。

(4)障害福祉の専門職に求められること

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

そして、障害福祉施設等の職員は、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の権利利益を擁護する立場にあることを自覚し、虐待の防止に積極的に取り組むことが求められています。

そのために、県の虐待防止・権利擁護研修を必ず受講していただくようお願いいたします。また、他の研修を受講するにあたっては、常に虐待防止・権利擁護を念頭にしてください。

障害福祉施設等の職員による障害者虐待では、日ごろの支援が虐待にあたるものかどうかを振り返ることなく支援にあたっていたため、職員が虐待かもしれないと感じていても、そのまま「支援として」公然と施設内で虐待が行われていた事例がみられました。

また、日ごろの支援に当たっては、厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」などを十分に踏まえた支援

をお願いします。

なお、この「手引き」は厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>）からダウンロードできます。一人一冊所持し、職場内研修でも活用してください。

また、参考に、「障害者施設従事者等による障害者虐待への対応」のスキームも14頁に掲載しています。

【就労分野】

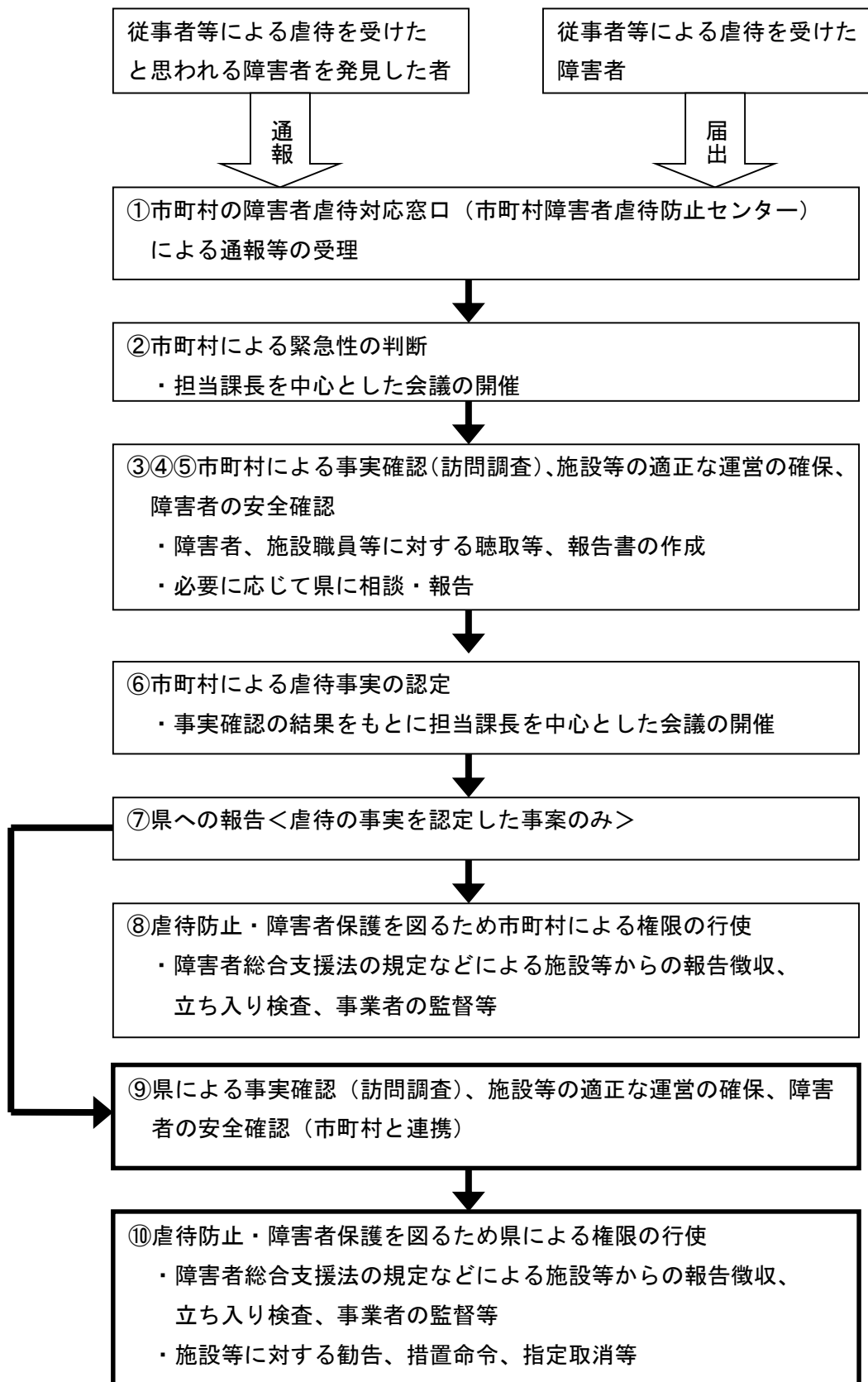
就労の場面において支援者は本人の働きたいという希望に沿い、障害があっても均等な雇用機会を得る権利を擁護する立場にあります。事業所の都合で雇用の機会を与えなかったり、就労における不当な扱いを見過ごしてはなりません。

【児童分野】

児童分野においても、児童相談所や各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会などとの連携を図り児童虐待の防止に努めると共に、すべての児童が健全に育成されるよう、役割を果たすことが求められています。



障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



第3章 障害福祉サービスと資格

1 国家資格と障害福祉サービス専門職の関係

(1)法に基づくサービス専門職

障害者総合支援法などにより、相談支援事業者には相談支援専門員、障害福祉サービス提供事業者にはサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などの専門職を配置することとされています。（第3章の「4 サービス種別（事業所別）で必要とされる研修」参照。）これらの専門職は障害福祉サービスの提供において大変重要な役割がありますので、この職に就くためには障害者支援などの業務における一定の実務経験（3年から10年）と県が実施する（委託や指定も含む）研修の修了が要件となっています。

相談支援専門員は障害のある方やその関係者などからの様々な相談に対応します。また、福祉サービスを利用する方には、ご本人やご家族の意向に基づいたサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、専門職や関係者（機関）などと状況を共有した上で支援を調整します。

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などは、事業所内でのサービス提供に必要な調整をおこないます。サービス提供にあたっては相談支援専門員と情報共有し、個別支援計画書の作成もおこないます。

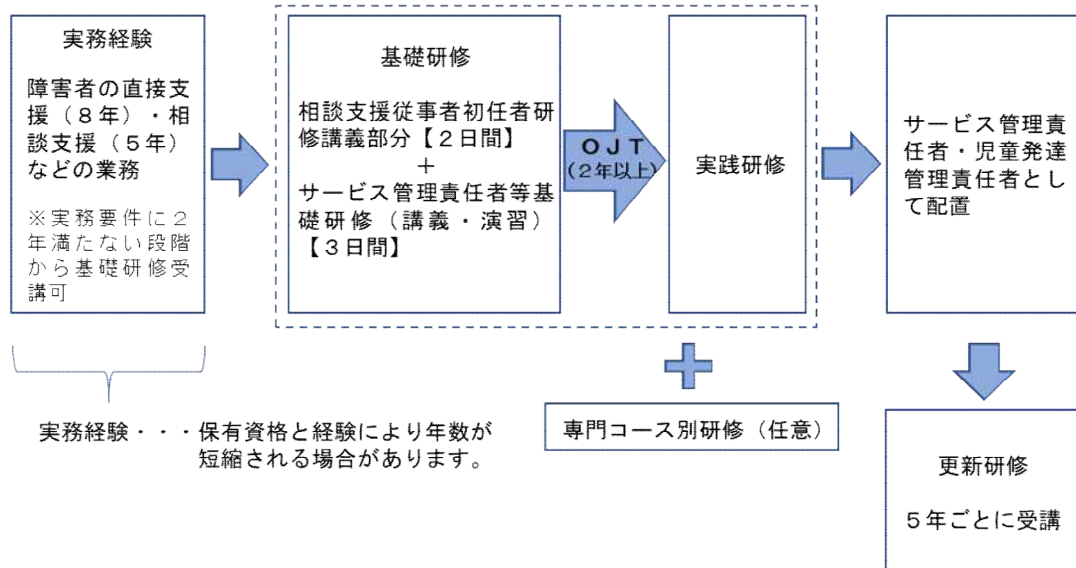
(2)国家資格とサービス専門職の関係

相談支援専門員やサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などになるためには、一定の実務経験が必要です。

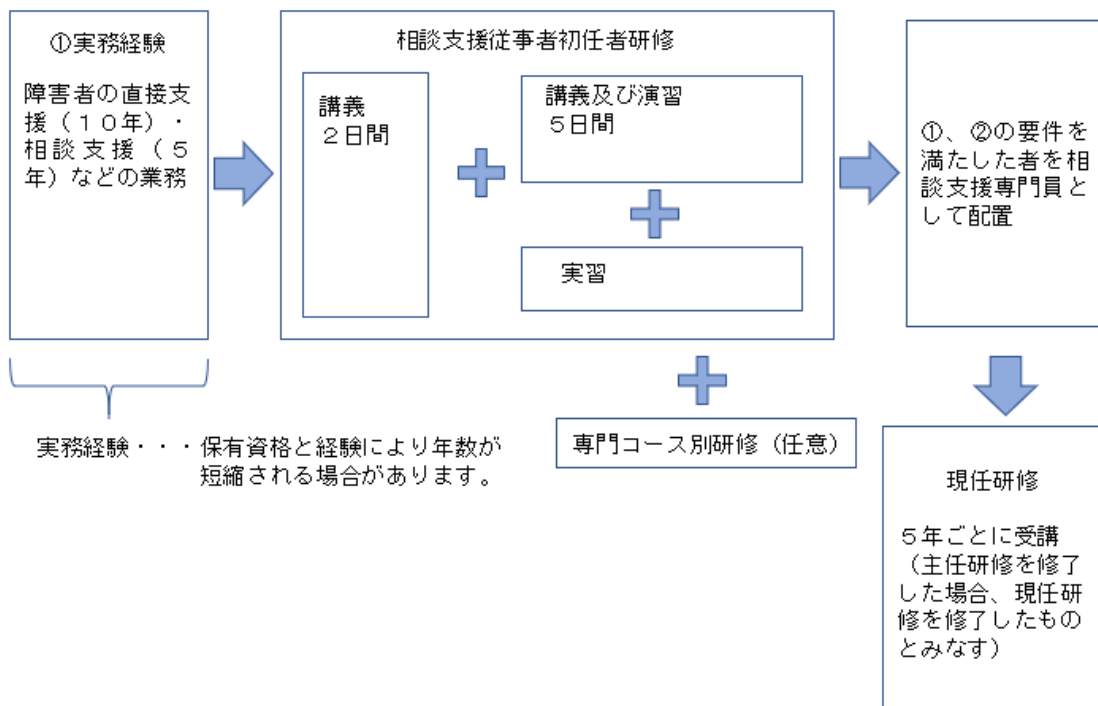
ただし、社会福祉士や保健師などの国家資格がある場合、その年数が短くなることがあります。

（次頁に示した「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件」は、要件の概要を理解していただくための図であり、実際には、詳細な基準があります。適用となる国家資格も他に多くありますので、正確には国の省令等を参考にしてください。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件



相談支援専門員の要件



2 障害者総合支援法に関連する研修と専門職との関係

指定基準等により障害福祉サービス事業所に配置することが義務づけられている職種の資格者養成研修です。次に掲げる研修は県が主催しています（直営だけでなく、委託や指定を含む）。

先述のとおり、これら専門職には一定の実務経験年数が必要であり、研修の受講要件にもなっています。

また、相談支援専門員のように有効期限のある資格もあり、相談支援従事者現任研修はその資格更新のために必要な研修です（この相談支援従事者現任研修は、初任者研修を受講した翌年度から起算して5年以内に受講しないと、その後、相談支援専門員として従事できません。19頁の表参照。）

- ・ 相談支援従事者初任者研修（相談支援専門員資格の取得研修）
- ・ 相談支援従事者現任研修（相談支援専門員資格の更新研修）
- ・ 主任相談支援専門員研修（主任相談支援専門員研修を修了した場合、相談支援従事者現任研修を修了したものとみなされます。）
- ・ サービス管理責任者等基礎研修・実践研修
（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の取得研修）
- ・ サービス管理責任者等更新研修
（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の更新研修）
- ・ 重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修

さらに、次のように、指定基準に定められた要件ではありませんが、技術面などの向上において必要な研修もあります。

- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（実践研修）
 - この研修は、指定基準での配置する職員の要件ではありませんが事業所の報酬加算の要件に関わる研修となっています。
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修
 - 演習が全4コースあり、それぞれ職位などに応じて受講します。

(参考) 相談支援従事者のスキルアップ体制と相談支援専門員資格について

1) 相談支援従事者のスキルアップ体制について

相談支援がどのような仕事で、どのような力（価値・知識・スキル）が求められ（実践で求められるもの）、どのようにスキルアップしてゆけばよいか（必要な研修項目）は、「埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョン」に示されています。

http://www.ssa-b.com/_src/sc872/SSA_HRDvision_201203.pdf

本ガイドブックに掲載している障害者総合支援法に基づく研修（法定研修）は、あくまでも相談支援従事者育成の一部であり、たゆまぬスキルアップの努力が必要となります。

2) 相談支援専門員の資格について

相談支援専門員は、計画相談（指定一般相談支援、指定障害児相談支援）に従事し、サービス等利用計画を作成する際に必須の資格です。また、市町村地域生活支援事業の相談支援事業（いわゆる「委託相談」）や基幹相談支援センターの業務に従事する際にも原則として必要な資格となります。

① 相談支援専門員の業務に就くには（相談支援専門員を称するには）以下の2点が要件となります。

ア. 実務経験（21頁の図1）

イ. 相談支援従事者養成研修（初任者研修）の受講

② 相談支援専門員の資格には有効期限があります（資格の維持には更新が必要です）。

初任者研修修了年度の翌年から数え、5年の間毎に1回（以上）、現任研修を受講し、相談支援専門員の資格を更新する必要があります。

初任者研修 修了年度	初任者研修受講から										… その 後も 同様 に 続 く
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	
	この5年間に1回以上、 現任研修を受講					この5年間に1回以上、 現任研修を受講					
平成24年度	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	

資格の更新をしなかった場合、資格は失効となります。失効した場合、資格を再取得するためには、初めて資格を取得する場合と同じ手順を踏みます（埼玉県では初任者研修を再度修了する必要があります）。

3 専門職の連携

相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等研修は別々の研修により養成されています。しかし、実務において、サービス管理責任者が作成する個別支援計画は相談支援従事者が作成するサービス等利用計画を踏まえて作成することや、相談支援従事者がサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）などと「サービス担当者会議」を開催することが定められており、その十分な連携が不可欠となっています。そして、この連携を強化することが求められています。

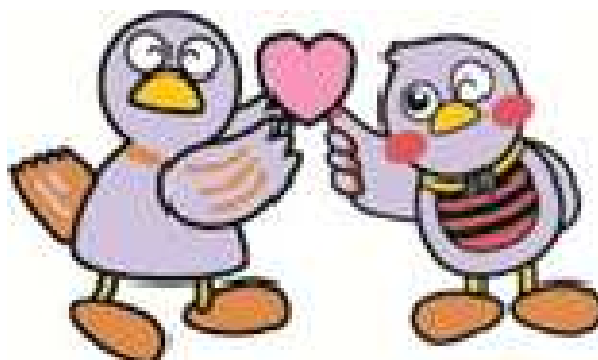


図 1

相談支援専門員の要件となる実務経験等(厚生労働省告示225、226、227)

<p>○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者</p> <p>① 第1の期間が通算して3年以上である者 ② 第2、第3の期間が通算して5年以上である者 ③ 第4の期間が通算して10年以上である者 ④ 第2から第4までの期間が通算して3年以上かつ第5の期間が通算して5年以上である者</p> <p>※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。 ○ 3年以上(640日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)</p> <p>常勤、非常勤を問わず、以上の期間と日数の両方を満たしていることが必要となる。</p> <p>「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務</p> <p>「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその普及及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務</p>

業務の範囲	○ 実務経験となる業務	実務経験年数
相談支援の業務	<p>第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>	平成18年9月30日までに通算3年以上
	<p>第2 イからハまでに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>ニ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1から3のいずれかに該当する者</p> <p>1 社会福祉主事任用資格者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者) 3 第5に掲げる資格を有する者並びに第2のイからハまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者 ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者</p>	通算5年以上
介護等の業務	<p>第3 社会福祉主事任用資格者等(※1)が、イからハに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>	通算5年以上
	<p>第4 社会福祉主事任用資格者等(※1)でない者が、イからハまでに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる事業の従事者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>	通算10年以上
有資格者	<p>第5 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p>	上記④を参照

※1 「社会福祉主事任用資格者等」とは、
 ①社会福祉主事任用資格者、②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者)、③保育士、④児童指導員任用資格者、⑤精神障害者社会復帰指導員任用資格者、をいう。

※ 本資料は、

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」

における実務経験の参考資料であり、事業所指定に係る実務経験等については各指定担当部局に確認すること。

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。（H18.6.23サビ管事務連絡を準用）

※ 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験による証明が可能であれば、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるものとする。（H18.11.20Q&A）

※ 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。

（H18.6.23サビ管Q&Aを準用）

※ 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしておればよく、研修受講時に満たしている必要はない。（H18.11.20Q&A）

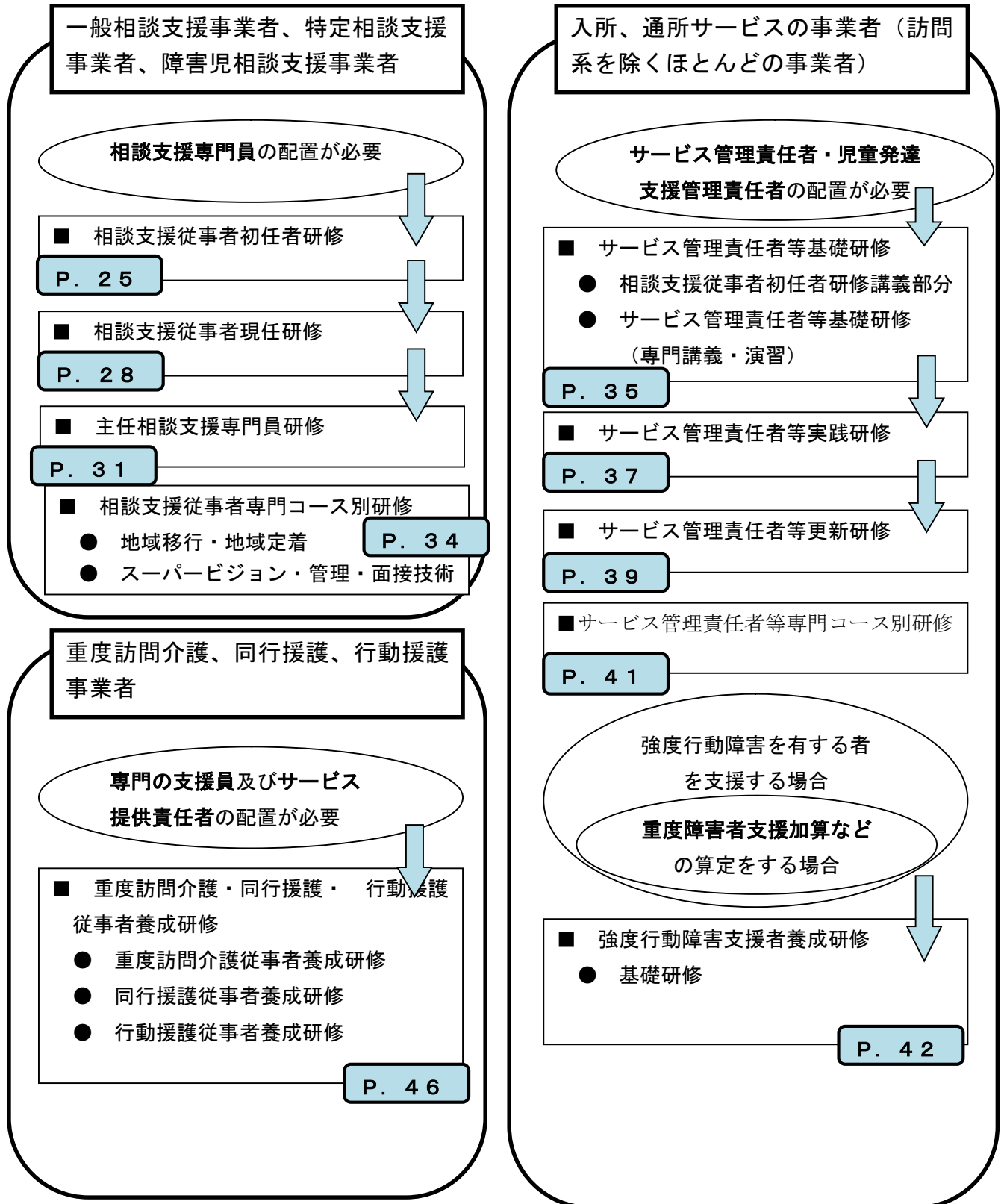
※ 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24主管課長会議）

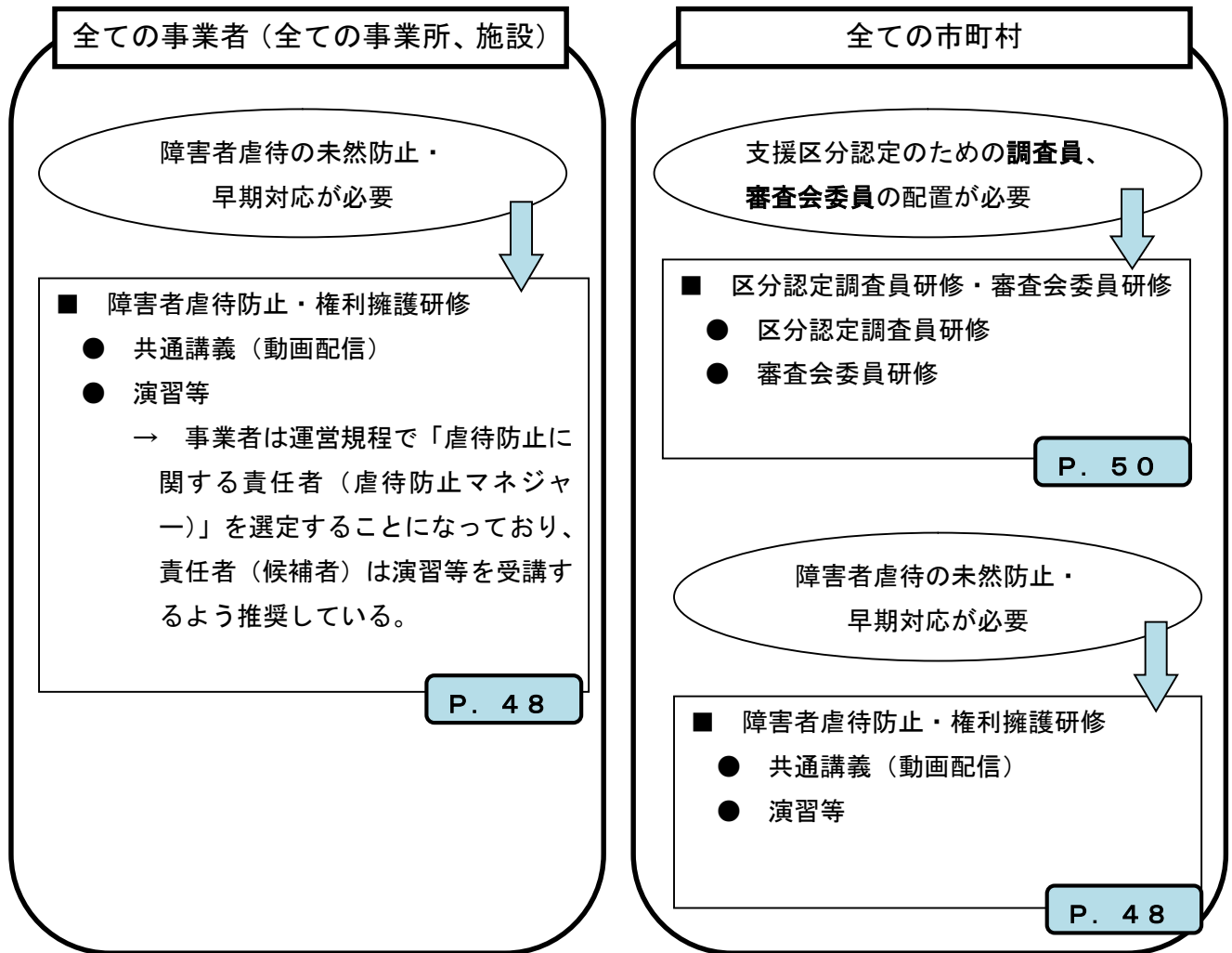
※ 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件いずれも満たす場合に、相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。（H23.10.26事務連絡）

- ・ 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- ・ 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。
- ・ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

4 サービス種別(事業所別)で必要とされる研修

障害者総合支援法などにより事業所や施設に置くこととされる専門職の要件に関わる研修を整理してみました。これらの専門職が必要とされる人数は事業所、施設ごとにその規模（利用定員）によって異なります。





※ 特に障害者虐待防止・権利擁護研修は、事業所や施設の種別に関わらず、できるだけ多くの職員に受講していただきたい研修です。

第4章 障害福祉に係る研修

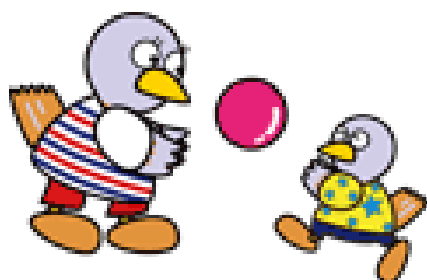
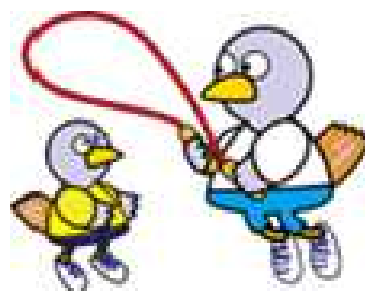
1 障害者総合支援法に関連する研修

(1)	相談支援従事者初任者研修
------------	---------------------

目的	<p>相談支援に従事する「相談支援専門員」の養成を行います。 (障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者の養成を行います。)</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定重度障害者等包括支援事業所、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">● 県内の対象事業者において従事予定の者。（埼玉県独自）● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※1のいずれか）を満たす予定の者。 <p>※1 ①障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、福祉事務所、障害者支援施設、指定居宅介護支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどにおける「相談支援の業務」5年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」10年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は5年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上）</p> <p>→ 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>

<p>指定基準との関係</p>	<p>対象事業者においては、専従の相談支援専門員（初任者研修を修了し、かつ実務経験年数等※1を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上）</p>
<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 （29頁）</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用（予定）者の能力や環境等の評価を通じて行い希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、サービス等利用計画案の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行うほか、基本相談や（自立支援）協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として（自立支援）協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（全7日間）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の目的 ・ 相談支援の基本的視点 ・ 相談支援に必要な技術 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援におけるケアマネジメントとそのプロセス ・ 相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点 ● 演習（グループ討議等） 5日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントプロセスに関する講義・演習 ・ 実践研究1～3 ・ 相談支援の基礎技術に関する実習 <p>例年の受講時期</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 6～7月 ● 演習 7月～翌年2月
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>本研修は相談支援業務の入口の研修として、講義では相談支援に従事する上で必要な価値や知識技術を学び、演習ではケアマネジメント手法に基づいた相談支援の展開方法について講義と演習を通じて理解を深めます。更に自らの実践の取り組みを実習として地域の基幹相談支援センター等にも協力をいただきながら相談支援プロセスの理解を深めていく内容になります。</p> <p>本研修を通じ、ソーシャルワークの担い手としての相談支援専門員への第一歩としていただくことを期待しています。</p> <p>なお、相談支援（ソーシャルワーク）の基礎は習得済みであり、一定の実務経験があることを前提としています。本研修受講前にはソーシャルワークの基礎に関する研修を受講することが望ましいです。また研修修了後も継続的な学びを続けていく必要があり、本研修修了後も様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます。</p> <p>(スキルアップ体制についての詳細は18頁を参照)。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県 (福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当)</p> <p>048-830-3319</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/sodan-syoninsyakensyu.html</p>

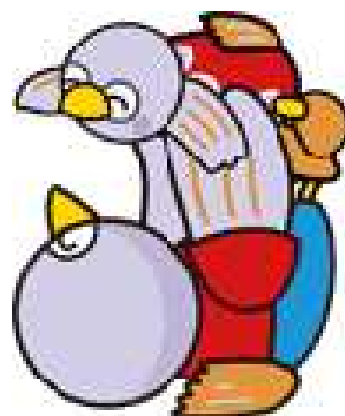


(2)	相談支援従事者現任研修
------------	--------------------

目的	<p>相談支援に従事する「相談支援専門員」（障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者）の養成、資質の向上を図ります。</p> <p>★ 「相談支援専門員」は5年に1回、当該研修を修了する必要があります。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定重度障害者等包括支援事業所、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している又は従事予定の者。（埼玉県独自） ● 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、厚生労働省の定める一定の経験を有する者。 <p>○初回の現任研修 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること</p> <p>○2回目以降の現任研修 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。</p> <p>※旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。</p> <p>（注）旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、専従の相談支援専門員の配置が必要です。さらに初任者研修の修了年度によっては、当該研修の修了が必要です。</p> <p>また、現任研修修了者の配置が、基本報酬区分（機能強化型（Ⅰ～Ⅳ））の要件のひとつとなっています。</p>

<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 (18頁)</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用（予定）者の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、サービス等利用計画案の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行うほか、基本相談や（自立支援）協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として（自立支援）協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p> <p>相談支援の実務を数年以上経験している本研修の修了生は、加えて、より質の高い支援や困難ケースの対応、地域づくりなどへの関わりが求められていきます。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（全4日間）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の動向に関する講義 ・ 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 ・ 人材育成の手法に関する講義 ● 演習（講義及びグループ討議等） 3日間 <ul style="list-style-type: none"> 演習初日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談支援とケアマネジメント（講義・実践報告・検討） インターバル実地研修① 演習2日目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談援助に求められる多職種連携及びチームアプローチ（講義・実践報告・演習） インターバル実地研修② 演習3日目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域をつくる相談支援（講義・GSV演習・実践報告など）

	<p><u>例年の受講時期</u></p> <p>講義 8～9月</p> <p>演習 9～翌年3月</p>
<p>研修講師からのコメント</p> <p>(目指すべき専門職像とは)</p>	<p>相談支援従事者現任研修は、相談支援専門員資格の更新研修であるとともに、日常業務を振り返り、さらに質の高いソーシャルワークとしての相談支援を行う気づきの機会としていただくことを目的としています。</p> <p>受講生には自身で関わっている実践事例を提出していただき、個々の実践から新たな視点や気づきが持てるよう講義やグループ討議を行なっていきます。</p> <p>また、相談支援専門員として活動していくには、個別のケースから地域課題に目を向け、課題解決に向けた取り組みも求められます。このことから個別支援だけではなく、地域づくりや他職種連携を進める視点を持ち、それぞれの地域で活躍していただければと思います。</p> <p>なお、本研修は5年間に1度の受講となり、それ以外にも様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます(スキルアップ体制についての詳細は、18頁を参照)。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当)</p> <p>048-830-3300</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/sodan-genninkensyu.html</p>



(3)	主任相談支援専門員研修
------------	--------------------

目的	この研修は、①地域の相談支援専門員に対する助言・指導、②協議会の運営や「地域づくり」の業務への関与等、地域の相談支援体制の中核的な役割を担う人材を養成するために行っています。
関係する事業所	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）
受講資格	<p>以下のア及びイの要件をいずれも満たす者であって、ウ及びエについて可能な人が対象者となります。</p> <p>ア 県内の事業所に所属し、相談支援従事者現任研修を修了した後、障害者総合支援法における相談支援または、児童福祉法における障害児相談支援の業務に3年（36ヶ月）以上従事している。</p> <p>イ 申込時点において、基幹相談支援センターに配属されているか、指定特定相談支援事業所あるいは指定障害児相談支援事業所で勤務している。</p> <p>ウ 主任相談支援専門員研修修了後は、地域における中核的な役割を踏まえ所属する相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対して、資質の向上のための取組を実施します。</p> <p>エ 主任相談支援専門員研修修了後は、埼玉県主任相談支援専門員研修及び埼玉県相談従事者研修の企画立案もしくは講師として活動します。</p>
指定基準との関係	<p>主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に主任相談支援専門員配置加算が算定できます。</p> <p>また、主任相談支援専門員研修を修了した場合、相談支援従事者現任研修を修了したものとみなされます。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>事業所内はもちろんのこと、地域の相談支援専門員に対して助言・指導等を行います。</p> <p>協議会の運営や「地域づくり」の業務に関与するなど、地域の中核的な役割を担います。</p>

<p>研修の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 ・ 運営管理に関する講義 ・ 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 （人材育成の意義と必要性、人材育成の地域での展開、研修・グループワークの運営方法、現場教育の方法と展開） ・ 地域援助技術に関する講義及び演習 （地域共生社会の実現、基幹相談支援センターにおける地域連携、多職種協働の考え方と展開方法、地域援助技術の考え方と展開技法、地域援助の具体的展開）
<p>研修講師からのコメント</p>	<p>相談支援専門員は素晴らしい仕事です。ご本人やご家族の望んでいる生活をサポートすることができます。地域の支援ネットワークをつくることができます。協議会を軸に行政との協働で地域づくりに関与することができます。</p> <p>本研修での学びを実践に生かして、ミクロ、メゾ、マクロの視点での活躍を期待しています。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3300</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/syunin/syuninn-soudanshiensenmonin.html</p>

(4)	相談支援従事者専門コース別研修
------------	------------------------

目的	<p>計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の資質の向上を図ります。(障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者の資質の向上を行います。)</p> <p>資質の向上のために2つの専門コースを委託で実施し、支援技術の向上等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行・地域定着 ● スーパービジョン・管理・面接技術
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している相談支援専門員（現任研修を修了していることが望ましい） ● 指定重度障害者等包括支援事業所に従事しているサービス提供責任者など <p>※スーパービジョン・管理面接技術研修は、自治体担当職員や基幹相談支援センターの主任相談員など業務実施地域の相談支援体制整備やスーパーバイズ体制の中核となる人に向けた研修です（受講生にスーパービジョンの機会を提供する研修ではなく、スーパーバイザーを養成する研修です）。</p>
指定基準との関係	<p>特になし</p>
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>研修修了者には、地域の相談支援体制におけるリーダー的存在や県の研修講師など広域での人材育成にも携わる役割となることを期待します。研修にて得た知識技術を地域人材育成の場にも活用し、事業所同士や関係機関の連携する土壌づくりを行います。</p> <p>（スーパーバイザーとは、他の相談支援専門員を客観的、総合的に評価し、必要な助言を行い、その長所を伸ばす取り組みを行う者です。）</p> <p>※詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照（18頁）</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行・地域定着 1日間を1回以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉施策の現状と課題 ・ 医療と福祉の連携の進め方 ● スーパービジョン・管理・面接技術 <ul style="list-style-type: none"> 2日間以上を1回以上 ・ スーパービジョンに関する理論と実践 <p><u>例年の受講時期</u></p> <p>7月～3月</p>
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>相談支援は、法定研修を修了すればそれで育成の終わる仕事ではありません。さらなるブラッシュアップのための研修の受講や、現場で業務に即しながらの研鑽（いわゆるOJT）を積む必要があります。</p> <p>埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参考にしながら、積極的に研修に参加してほしいと思います。(18頁参照)</p> <p>また、普段の業務実施地域の中で事例検討やスーパービジョンを行う場の設置推進をしています。既にこのような場がある地域で仕事をしているかたは、そこに参加することが必須と考えてほしいと思います。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3300</p>
<p>県ホームページURL</p>	

(5)	サービス管理責任者等基礎研修
------------	-----------------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の養成を行います。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修及び実践研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置される予定の者。 ● 厚生労働省で定める実務経験年数等※2を満たす予定の者。 <p>※2 ①地域生活支援事業、障害者支援施設、地域包括支援センターなどにおける「相談支援の業務」3年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」6年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者など所定の資格がある者は3年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で1年以上 → 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（当該研修及びサービス管理責任者実践研修を修了し、かつ実務経験年数等を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>基礎研修修了者は、個別支援計画原案の作成が可能になります。（実践研修を修了しない限り、1人目のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置することはできません。）</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（全5日間）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援従事者初任者研修講義部分 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割 ・ 相談支援におけるケアマネジメントの手法 ・ サービス提供のプロセスと進行管理について ・ 障害者支援における権利擁護と虐待防止 ● 専門講義・演習 3日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントとサービス提供の基本姿勢 ・ サービス提供プロセスの管理 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 7月 ● 演習 8月～10月
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/sabikan01.html</p>

(6)	サービス管理責任者等実践研修
------------	-----------------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の養成を行います。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ基礎研修及び当該研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● 基礎研修修了後、当該研修開始日前の5年間に2年以上の実務経験のある者。（一定の要件※3を充足した場合には、例外的に6か月以上の期間で受講可能。） <p>※3 以下全てを満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。 ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画原案作成の業務に従事する。 ③ ②の業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者（基礎研修及び当該研修を修了し、かつ実務経験年数等を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講義・演習 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の動向 ・ 個別支援会議の運営方法 ・ 人材育成の手法 ・ サービス担当者会議と自立支援協議会の活用 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8月～3月
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>県ホームページ URL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/sabikan-jissen.html</p>



(7)	サービス管理責任者等更新研修
------------	-----------------------

目的	障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の資質の向上を図ります。
関係する事業所	指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者等※4として現に配置されている者。 ● 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等※4としての実務経験があり、県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 <p>※4 サービス管理責任者、児童発達支援責任者、管理者、相談支援専門員</p>
指定基準との関係	対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者（当該研修及びサービス管理責任者実践研修を修了し、かつ実務経験年数等を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）
修了者が担う事業所での役割	対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講義・演習 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の動向 ・ サービス提供の自己検証 ・ サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョン（令和5年度までは省略可） <p><u>令和5年度の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 6月～2月
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/sabikan-koushin.html</p>

(8)	サービス管理責任者等専門コース別研修
------------	---------------------------

目的	障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の資質の向上を図ります。
関係する事業所	指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など
受講資格	以下の両方とも満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● サービス管理責任者等基礎研修修了者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。
研修の内容	<u>カリキュラム</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援の必要性 ・ 意思決定支援の概要とガイドライン ● 障害児支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援提供の基本姿勢、ポイント ・ 相談支援の役割、基本的視点 ・ 支援提供プロセスの管理 ● 就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援のプロセスと就労系サービスの役割 ・ 企業と経営の基礎理解
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319
県ホームページURL	

(9)	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
------------	----------------------------

目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行い、安定した日常生活を送っていただくために、職員の人材育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関係する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	<p>原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</p> <p>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。</p>
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。 ● 指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービス事業における「児童指導員等加配体制」の要件において、当該研修修了者又は児童指導員、保育士などの配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】</p> <p>修了者は施設入所支援などで、強度行動障害を有する者に対して直接的な個別支援などを行います。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「支援の手順が示された支援計画シート（実践研修修了者が作成するもの）に書かれている内容とその根拠を理解する」</p>

	<p>強度行動障害のある人の支援においては、他の障害のある人と少々異なるアイデアや支援技術がいくつか必要になるので、なぜそのようなことをするのかを理解することと、支援の手順が示された支援計画シートの内容や根拠をイメージできるようになることが求められます。</p> <p>②「詳細な手続きまでチームプレイを徹底する」</p> <p>支援に関わる人全員が目標の達成に向けて統一した支援を実施することが必要になります。</p> <p>③「確実に実直にルールを守り続ける」</p> <p>チームで決めた支援の方法は、臨機応変ではなく、確実に実施し続けることが求められます。そのうえでうまくいかなかった場合は、専門的知識を持つ同僚と相談しあい、より適切な支援方法をチームの一員として見出していく姿勢も求められます。</p>
研修の内容	<p><u>カリキュラム（2日間・講義と演習）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害がある者の基本的理解 ・ 強度行動障害に関する制度・支援技術の基礎的な知識 ・ 基本的な情報収集と記録等の共有 ・ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解 ・ 行動障害の背景にある特性の理解
研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）	<p>この基礎研修は、利用者支援の第一線で活躍されるサービス提供職員に、自傷や他害行為に代表されるような行動障害に対する基本的な知識と技術を身につけていただいて、どこの障害福祉サービス事業所においても適切な支援ができるよう、利用者側から見ればどこの障害福祉サービス事業所を利用しても適切な支援が受けられるようなシステムを構築することを目指しています。研修終了後は、強度行動障害の軽減だけでなく、支援者側の負担感の軽減も図れるような根拠のある適切な支援を実行できる専門職となっていきたいと考えます。</p>
担当及び連絡先	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課地域生活・医療的ケア児支援担当）048-830-3317</p> <p>なお、研修は県指定事業者が行っております。指定事業者については以下 HP を御確認ください</p>
県ホームページ URL	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s250/kyuodokoudousyougai.html</p>

(10)	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
-------------	----------------------------

目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	<p>基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</p> <p>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。</p>
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】</p> <p>修了者は施設入所支援事業などで、強度行動障害を有する者について、支援の手順が示された個別支援計画シート等を作成します。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「固有の障害特性、具体的な支援方法を導き出す」</p> <p>個別支援計画に則り日常的な支援を行う際の障害特性への配慮を自ら工夫し、個々にあった適切な支援の手順が示された計画を立案できるようになることが求められます。</p> <p>②「定期的にモニタリングを実施する」</p> <p>計画に沿った支援を実施した後は、記録と報告により、</p>

	必ず定期的にその後の評価を行うことが必要です。評価の際はサービス提供職員と意見交換し、今後どうすべきかを中心的に考えられるようになることが求められます。
研修の内容	<u>カリキュラム（２日間・講義と演習）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害のある者へのチーム支援 ・ 強度行動障害と生活の組み立て ・ 障害特性の理解とアセスメント ・ 環境調整による強度行動障害の支援 ・ 記録に基づく支援の評価 ・ 危機対応と虐待防止
研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)	この実践研修は、基礎研修を修了したサービス提供職員に対し、強度行動障害がある方々の個別支援計画に則り、日常的な支援を行う際の具体的な支援方法を提示するためのプロセスを学んでいただくものです。固有の障害特性を理解し、その特性への配慮を自ら工夫し、支援方法を導き出すことはもちろん、提示した支援方法に基づいた統一した支援が行われているかなどのプロセス管理も求められます。そういった意味では行動障害がある方への支援を考えるチームリーダーのような専門職を目指していただきたいと考えます。
担当及び連絡先	埼玉県（福祉部障害者支援課地域生活・医療的ケア児支援担当）０４８－８３０－３３１７ なお、研修は県指定事業者が行っております。指定事業者については以下 HP を御確認ください。
県ホームページ URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s250/kyuodokoudousyougai.html



(11)	重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修
-------------	--------------------------------

目的	<p>障害福祉サービスにおける重度訪問介護・同行援護・行動援護が利用者にとって適切に提供されるよう、支援に直接従事する者のための資質の向上を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 ● 同行援護従事者養成研修 ● 行動援護従事者養成研修
関係する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定重度訪問介護事業者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象） ● 指定同行援護事業者（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が対象） ● 指定行動援護事業者（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者が対象）
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、重度訪問介護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者 ● 原則として、同行援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者 ● 原則として、行動援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者
指定基準との関係	<p>同行援護と行動援護の事業所ごとに配置が義務付けられている「サービス提供責任者」の資格要件として、当該研修などの修了が求められています。また、それぞれのヘルパーについても当該研修の修了が要件の一つとなっています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。また、当該計画の実施状況を把握し、必要に応じて変更します。さらに従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・ 基礎的な介護技術など ● 同行援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者（児）福祉サービス ・ 同行援護の制度と従業者の業務など ● 行動援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害がある者の基本的理解 ・ 強度行動障害に関する制度・支援技術の基礎的な知識など
<p>担当及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課地域生活・医療的ケア児支援担当） 048-830-3317</p>
<p>令和4年度 主な指定団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 合同会社 重度訪問介護サービス つむぎ 特定非営利活動法人 MCKコミュニティ 自立生活センター所沢 特定非営利活動法人 自立生活センター遊トピア 特定非営利活動法人 ライフアシスト Familish ユースタイルラボラトリー株式会社 株式会社 土屋 ● 同行援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 株式会社 マナヴィーヴェル・さいたま太助 株式会社 日本教育公社 株式会社 EE21 有限会社 プログレ総合研究所 株式会社 ISPアカデミー 一般社団法人 視覚障害者支援事業所北斗 ● 行動援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社 プログレ総合研究所 NPO法人 キラキラ
<p>県ホームページ URL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s251/index.html</p>

(12)	障害者虐待防止・権利擁護研修
-------------	-----------------------

目的	<p>障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際の早期発見、迅速な対応ができるよう、障害福祉サービス事業所等職員及び市町村職員の資質向上を図ることを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義（動画配信） ● 演習等（虐待防止の責任者など） ● 演習等（市町村担当職員、基幹相談支援センター職員など）
関係する事業所	<p>全ての障害福祉サービス事業所、施設等 全ての市町村（障害福祉担当課） 全ての保育所、特別支援学校等</p>
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義は、関係する事業所の職員、利用者、利用者の家族等を対象とし、職種やキャリアを問わず受講できます。 ● 演習等は、虐待防止の責任者、市町村担当職員、基幹相談支援センター職員などを対象とします。
指定基準との関係	<p>指定基準に直接影響しないが、障害福祉サービス事業所等では、職員に対する研修が義務化されています。障害者虐待の未然防止、早期対応のため、できるだけ多くの従事者等に受講することが求められています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>障害者虐待防止については、事業所、施設内の全ての職員がこれに努めることとされており、施設長、管理者、虐待防止マネージャー、その他全ての職員がそれぞれの立場に応じた取組をしなくてはなりません。そのために、当該研修は積極的に受講してください。</p>
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義（動画配信） 「障害者虐待の取組と障害者虐待の現状について」「障害の理解」「障害者虐待における相談窓口職員の役割」「グループホームの虐待防止・権利擁護について」ほか ● 共通講義以外 「事例に基づいたロールプレイとグループ討議」「職場内虐待

	<p>防止研修プログラムの作成」「情報交換と実際の実施に基づいたグループ討議」「市町村における対応方針の協議、個別ケース会議の理解」など、参加者同士のグループワーク等を行う。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当)</p> <p>048-830-3319</p>
<p>県ホームページURL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/gyakutaiboushi/gyakutaiboushi.html</p>

(13)	区分認定調査員研修・審査会委員研修
-------------	--------------------------

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定調査員研修 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査員の養成を行います。 ★ 研修を修了した者でなければその職務に従事できません。 ● 審査会委員研修 市町村等において認定の二次判定を行う審査会委員の養成を行います。
関係する事業所	市町村、一部事務組合など
受講資格	<p>障害支援区分を認定する市町村が以下のとおり受講申し込みをする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査に従事する予定者 ● 認定二次判定の審査会委員として就任する予定の者 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職や学識経験者、当事者など)
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定調査員研修を修了した者でなければ認定調査に従事することができません。 ● 審査会委員は、原則として審査会委員研修を受講し、審査及び判定の趣旨や考え方等を確認することとされている。
修了者が担う事業所での役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定の申請をした障害福祉サービス利用（予定）者の自宅等を訪問し、所定の認定調査を行います。 ● 市町村等における区分認定二次判定において審査会委員として専門的な意見により審査を行います。
研修の内容	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分に関する基本的な考え方 ・ 難病等の考え方 ・ 認定調査実施上の留意点、遵守事項の説明 ・ 認定調査の具体的な実施方法

	<p>(項目ごとの選択肢の選択と特記事項の記載など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例に基づいた個別演習 (認定調査票の記入作成) ● 審査会委員研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法における障害支援区分の概要 ・ 市町村審査会委員の実務について ・ 障害支援区分の認定状況について <p><u>例年の受講時期</u> どちらの研修も6～7月</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県 (福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319
県ホームページURL	



2 その他の研修(参考)

(1)	埼玉県障害者グループホーム職員研修
目的	埼玉県指定の障害者グループホーム職員に対して、入居者支援に必要な知識の習得を図るとともに、支援が難しい障害者を支援できるようスキルアップを図る。
関係する事業所	共同生活援助事業所
受講資格	県内（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く）の共同生活援助事業所で入居者支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	入居者支援に活かしていただくことを期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援事例や講義を通じて、入居者支援に必要な知識を学ぶ。 ● スキルアップ研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的重度障害者の支援スキルを身に付けることを基本に、強度行動障害の方など支援が極めて難しい障害者の支援スキルを学ぶなど、研修参加希望者が学びたい支援スキルに沿って研修内容とする
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県（福祉部障害者支援課施設整備・法人指導担当） 048-830-3313
県ホームページURL	

(2)	発達障害支援専門研修
------------	-------------------

目的	発達障害児に対し、身近な地域で、専門性の高い支援ができる人材を育成することを目的としています。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている方
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	専門的研修科目の【保護者支援】がついた研修は、保護者を対象とした講座の開催等による支援を期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎的研修科目 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の基礎理解 ・地域連携講座 ・発達障害のある子どもの小学校生活への支援（①・②） ・心理職による発達障害児とその保護者への支援の実際 ・発達障害と環境支援 ・作業療法士による発達障害児への生活支援の実際 ・【保護者支援】気づきから保護者との協働にむけて一子育ての道のりを支えるために一 ● 専門的研修科目 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児のための感覚運動遊び支援実践研修（①・②） ・乳幼児健診からの発達支援 ・発達障害アセスメント研修（①・②） ・発達障害専門医療機関で行われる療育から発達障害支援を学ぶー専門医療機関の専門職が行う療育とはー ・学齢期の SST 実践研修 ・親子グループ支援実践研修 ・【保護者支援】楽しい子育て応援講座トレーナー養成研修 ・【保護者支援】ペアレント・プログラム支援者育成研修 ・【保護者支援】ペアレント・トレーニング指導者育成研修 ・【保護者支援】ペアレント・トレーニング指導者実践研修
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
県ホームページ URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html

(3)	たんの吸引に係る研修
------------	-------------------

目的	介護職員等が、特別養護老人ホーム等の施設の利用者や在宅の利用者に対してたんの吸引等を行うために、知識や技能を修得することを目的とした研修です。
関係する事業所	介護福祉士や介護職員等が従事する事業者
受講資格	介護福祉士、介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等）
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施。
研修の内容	<u>1、2号研修（不特定）</u> 基本研修（講義50時間＋シミュレーター演習）＋実地研修（1号は5行為全て、2号は1行為以上5行為未満。） <u>3号研修（特定）</u> 基本研修（講義8時間演習＋1時間）＋実地研修（特定の者に対する必要な行為のみ。）
連絡先	下記登録研修機関に直接お問い合わせください。
県ホームページURL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/tourokukensyu.html

(4)	リハビリテーションテーマ別研修
------------	------------------------

目的	障害者に対するリハビリテーション活動の県域の中核施設として、県内の福祉・保健・医療関係者等を対象にリハビリテーションの技術向上を図る。
関係する事業所	障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション
受講資格	市町村、市町村保健センター、障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション、県福祉事務所、県保健所の職員、及び障害のある方の相談・支援に携わっている関係職員
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	研修修了者においては、障害に関する理解を深めてもらい、対象事業所での支援充実の推進者や支援に関係する機関への連携調整役などの役割を期待します。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催形式：オンライン配信型 ● 開催時期：6月～1月 ● カリキュラム <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の理解とリハビリテーション（総論編、脳血管障害編、脊髄損傷編、神経難病編、高次脳機能障害編） ・ 障害のある方のための口腔ケア ・ 障害のある方のための健康づくり講座（肥満対策編、スポーツ施設編） ・ 障害のある方のための福祉用具の有効活用 肢体不自由、視覚障害者関連 ・ 高次脳機能障害者の暮らしを支えるために
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター（職員・企画担当） 048-781-2222
県ホームページURL	https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/annai/kenshu/kensyuu-home.html

(5)	難病患者等ホームヘルパー養成研修 (難病基礎課程Ⅰ・Ⅱ)
目的	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ります。
関係する事業所	訪問介護サービス事業所
受講資格	<p>県内に居住若しくは就労しており、各課程の受講資格を有する者。</p> <p>難病基礎課程Ⅰ：介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士（難病基礎課程Ⅱの受講資格を有する者も受講可）</p> <p>難病基礎課程Ⅱ：介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士</p>
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	訪問介護が必要な難病患者等の特性を理解し、医療スタッフとの連携を念頭に置いたホームヘルプサービスの展開ができる人材となること。
研修の内容	<p>県が実施する場合は、受講料無料（テキスト代は自己負担）。</p> <p>● 研修カリキュラム</p> <p>(1) 難病基礎課程Ⅰ（4時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅰ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅰ（3時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅰ（2時間）</p> <p>イ 難病患者の心理及び家族の理解（1時間）</p> <p>(2) 難病基礎課程Ⅱ（6時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅱ（3時間）</p> <p>イ 難病患者の心理学的援助法（1時間）</p> <p>③ 難病に関する介護の実際（1時間）</p> <p>ア 難病に関する介護の事例検討等（1時間）</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県（保健医療部疾病対策課指定難病対策担当） 048-830-3491
県ホームページURL	

(6)	訪問相談員育成事業
------------	------------------

目的	難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、地域包括支援センター等の従事者や訪問看護師等の育成を行います。
関係する事業所	地域包括支援センター 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 等
受講資格	県内で就労する者。 受講資格は研修企画による。
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	在宅療養中で支援が必要な難病患者やその家族に対して各種サービスの調整を行うこと、他機関・他職種との連携を図るための役割を担うこと。
研修の内容	研修企画による 受講料無料
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県 (保健医療部疾病対策課指定難病対策担当) 048-830-3491
県ホームページURL	

(7)	精神保健福祉関連研修
------------	-------------------

目的	地域精神保健福祉を推進するため、県内の精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、精神保健福祉に関する各分野の基本的な知識、技術、新しい知見等を伝達し、質的向上を目指します。
関係する事業所	行政職員、相談支援事業所職員等
受講資格	保健所職員 市町村職員 相談支援従事者 その他（研修ごとに規定）
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門知識・技術を提供する研修 地域包括ケアシステム研修 等 ● メンタルヘルス課題別研修 精神保健福祉研修、アセスメント技術の向上研修 等 ● 課題・テーマに沿った研修 市町村自殺担当者研修、市町村ひきこもり相談窓口担当者研修、災害対策研修 等
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター（地域支援担当） 048-723-3333
県ホームページURL	https://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/seisinnkenssyuu2.html

(8)	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修
------------	-------------------------------

目的	精神障害者の特性に応じた適切な支援が提供できる従事者等を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施します。
関係する事業所	特になし
受講資格	埼玉県内（さいたま市を除く）の指定特定相談支援事業所に従事している相談支援専門員
指定基準との関係	精神障害者支援体制加算を算定するには、当研修を修了している支援相談員を1名以上配置し、その旨を公表する必要があります。
修了者が担う事業所での役割	精神障害者の特性に応じた適切な支援を行う。
研修の内容	<p>【講義】精神保健福祉概論、精神保健福祉に係る施策の動向、地域包括ケアシステムについて、精神保健福祉相談とアセスメント技術の向上、家族の理解と支援・家族相談の受け方、統合失調症、統合失調症を持つ人の理解と支援、精神科医療との連携（入院形態）、精神科救急医療体制について、気分障害・神経症・心身症、パーソナリティ障害</p> <p>【演習】模擬事例を用いたグループワーク演習</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター（地域支援担当） 048-723-3333
県ホームページURL	https://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/seisinnkenssyuu2.html

(9)	障害者ピアサポート研修(基礎研修・専門研修)
------------	-------------------------------

目的	<p>① 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター、②ピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等（管理者・職員）の養成を図ります。</p> <p>また、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。</p>
関係する事業所	<p>相談支援事業所、障害福祉サービス事業所（関連した加算が定められているのは自立生活援助事業者、計画相談支援事業者、障害児相談支援事業者、地域移行支援事業者、地域定着支援事業者、就労継続支援B型事業所）</p>
受講資格	<p>（１） 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして雇用されている人（常勤、非常勤は問いません）、または、雇用予定の人。</p> <p>（２） 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、職員として働いている が今後、障害を開示して、障害者の経験を活かして、ピアサポーターとして働きたいと考えている人。</p> <p>（３） 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所において、障害者としての経験を活かして、今後、ピアサポーターとして雇用されたいと考えている人。</p> <p>（４） ピアサポーターに関心がある人。ピアサポートについて学びたい人。</p>
指定基準との関係	<p>指定自立生活援助事業、指定計画相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定地域移行支援事業、指定地域定着支援事業における「ピアサポート体制加算」において、当該研修を修了した次の者の配置が要件の一つです。</p> <p>① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者</p> <p>②管理者又は①の者と協働して支援を行う者</p> <p>指定就労継続支援B型における「ピアサポート実施加算」において、当該研修を修了した次の者の配置が要件の一つです。</p> <p>① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者</p> <p>②当該就労継続支援B型事業所の従業者</p>

<p>修了者が担う 事業所での役割</p>	<p>ピアサポーターは利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消を図ります。</p> <p>管理者又はピアサポーターと協働して支援を行う者は、ピアサポートの適切な活用及び配慮を行います。また、研修等の実施により、事業所全体として障害者の立場に立った効果的な支援につなげていきます。</p>
<p>研修の内容</p>	<p>【基礎研修】 「ピアサポートの理解」、「ピアサポートの実際・実例」、「コミュニケーションの基本」、「障害福祉サービスの基礎と実際」、「ピアサポートの専門性」に係る講義と演習</p> <p>【専門研修】 基礎研修の振り返り 「ピアサポーターの基礎と専門性」、「ピアサポート（ピアサポーター）の専門性の活用」、「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障害者）」、「ピアサポートを活用する技術と仕組み（事業所）」、「ピアサポーターとしての働き方（障害者）」、「ピアサポーターを活かす雇用（事業所）」、「セルフマネジメントとバウンダリー」、「チームアプローチ」に係る講義と演習</p>
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3300</p>
<p>県ホームページ URL</p>	<p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/peer-support.html</p>



このガイドブックは県HP

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/KenKo/shogaisha/shisetsu/kenshu/documents/jinnzaibukaigaidobultuku.pdf>

からダウンロードできます。